

令和 8 年度
県単道路改良工事（並木町改良工）

特 記 仕 様 書

一般国道 409号
成田市 並木町

千葉県成田土木事務所

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通 特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 施工管理

1. 施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（最新版）によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県写真管理基準（最新版）によるものとする。

第3条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から資材等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のある運送事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を資材等運搬にしようしている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
7. 建設機械に係る燃料については適正なものを使用し、不法な（重油に灯油を混入した燃料等）燃料は絶対に使用してはならない。
8. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第4条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から120日間とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ）1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間／年間

ロ）8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間／年間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2020年1月～2024年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数

から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第5条 安全対策

1. 工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従って行わなければならない。
2. 受注者は、発注者で組織する安全対策委員会が行う審査、検討、安全点検等に協力しなければならない。
3. 発注者が指示する時は、受注者は即座に指示された安全対策を実施すること。
4. 工事中の安全確保

- 1) 工事期間中に配置する交通誘導警備員は下表のとおりとする。ただし、交通管理者との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人数の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	日当り人数	作業区分	備考
施工時（全工種）	2人/日（有資格誘導員1人）	昼間作業 夜間作業	

国道で作業を行う場合は、配置する交通誘導員のうち必ず一人は交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置するものとする。

- 2) 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予測される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
- 3) 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 4) 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第6条 環境対策

請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守し、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁などの対策について、施工計画及び工事実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

1. 低騒音型及び排出ガス対策型機械の使用

騒音・振動の発生を抑制するため、油圧ショベル、ホイールローダ、ブルドーザ、その他建設機械については低騒音型の機械を使用すること。

大気汚染を軽減するため、油圧ショベル、ホイールローダ、ブルドーザ、その他建設機械については排出ガス対策型の機械を使用すること。

低騒音型及び排出ガス対策型の指定ラベルや型式名がわかるような写真を竣工時に提出する。

2. 建設機械の整備点検

使用する建設機械について、普段からよく整備しておくとともに整備点検報告書の写しを竣工時に提出すること。

3. 不正軽油撲滅にむけた取り組み

（1）工事で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。

（2）県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。

4. 環境に配慮した工事実施

請負者は、平成13年3月26日に制定された千葉県「環境マネジメントシステム」の方針に

基づき公共事業における環境影響の低減を図るため、環境に配慮した工事の実施計画を施工計画書に記載し、これを実施することとする。

- ① 公共事業における環境影響の低減
- ② 建設副産物のリサイクルの推進及び削減
- ③ 環境に配慮した資材の使用
- ④ 大気汚染の軽減
- ⑤ 騒音・振動の軽減
- ⑥ 自然景観及び生態系の維持保全等

第7条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設発生土

建設発生土は、成田市長沼地先、運搬距離10.9km長沼ストックヤードに搬出するものとする。
なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

3. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材は、運搬距離6.1kmの東邦建設(株)成田AC0リサイクルセンターに運搬し、処理するものとする。

4. 建設廃棄物

- ① 本工事により発生するアスファルトは、運搬距離28.6kmの金井工業(株)に搬入処理するものとする。
- ② 本工事により発生する有筋コンクリート・無筋コンクリートは、運搬距離22.9kmの(有)林建

材に搬入処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第8条 舗装版の切断時に発生する排水の適切な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）が処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から指示があった場合は提示しなければならない。

発生する汚泥は、運搬距離 20.4km の(株)TOA シンプルに 運搬し、処理するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第9条 段階確認

本工事は、共通仕様書第3編第1章第1節1-1-5の規定により、請負者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
舗装工	下層路盤	ブルーフローリング実施時
路床安定処理工	路床安定処理	処理完了時

第10条 事業損失防止施策

工事施工期間中は、地山の変動、湧水等の動態には十分注意し、地盤沈下、振動、移動等の測定及び沿道、近隣工作物等の事前事後調査等の結果、近隣に影響をおよぼす恐れがある場合は、速やかに監督職員にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第11条 創意工夫等実施状況

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第2章 材 料

第12条 使用材料

1. 工事着手前に使用材料表を提出し監督員の承諾を得ること。
2. 本工事における現場打ちコンクリートの規格は下表とする。下表以外に使用する現場打ちコンクリートについては監督職員の承諾のうえ使用するものとする。

種別	使用セメント	設計基準強度又は呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	W/C の上限規定
基礎コンクリート	高炉(B)	18	8	規定なし

3. コンクリート二次製品はエコセメント製品の使用を原則とする。
4. コンクリート二次製品が J I S 認定品でない場合においては、主任技術者又は監理技術者が工場検査を行うものとする。なお、必要に応じて監督職員も工場検査に立ち会う。
5. アスファルト舗装の規格は下表とする。

種別	アスファルト混合物	備考
車道舗装工（基層）	再生粗粒度アスコン（20）	溶融スラグ入り
仮舗装	再生粗粒度アスコン（20）	溶融スラグ入り
取付舗装	再生粗粒度アスコン（20）	溶融スラグ入り
歩道舗装工（表層工）（一般部）	開粒度アスコン（13）	透水性舗装
歩道舗装工（表層工）（切下部）	再生密粒度アスコン（20）	溶融スラグ入り
歩道舗装工（基層工）（切下部）	再生粗粒度アスコン（20）	溶融スラグ入り

第3章 一般施工

第13条 一般施工

1. 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
3. 現況調査に基づき、平面、縦断、横断について再検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。
4. 本工事の施工にあたりバックホウ、移動式クレーン、ブルドーザを使用する場合は、I S O規格に準拠した操作方式である標準操作方式の建設機械を使用すること。

第14条 地盤改良工

本工事で実施する路床安定処理工については、固化材を生石灰系固化材（発塵抑制型）とし、設計 CBR11%とする。添加量は 34.5kg/m² を想定しているが、添加量の決定については下記試験を実施した上で、監督職員と協議するものとする。また、試験前に試験計画書で採取箇所等を明らかにしたうえで実施すること。

試験項目

- ① 変状土 CBR 試験 3 試料

第15条 擁壁工

逆 L 型擁壁の設置にあたり、施工前に現地で平板載荷試験を実施し、支持力を確認の上施工すること。

第16条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第4章 その他

第17条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議して処理するものとする。

第18条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、予めその対策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保安処置を講ずるものとする。

第19条 県内生産品

受注者は、「県内生産品使用状況調査票」を作成し、工事完成時に監督職員に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。

(メール送付先 kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp)

なお、監督職員への提出にあたっては、土木工事共通仕様書第3編1-1-8工事完成図書の納品に含むものとし、「千葉県電子納品運用ガイドライン(土木工事編)」に基づき、その他フォルダに保存し、電子成果として提出することとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用 (不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する (副本登録する) ・該当する (副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: 土工、作業土工 (床掘工)、舗装工、地盤改良工、擁壁工 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない